

平成22年11月16日

第2232号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目次

## 告 示

- 漁業災害補償法による付保義務の発生（529・団体指導室）…………… 1
- 秋田県卸売市場整備計画（530・流通販売課）…………… 1
- 肥料の登録の有効期間の更新（531・水田総合利用課）…………… 2
- 道路区域の変更（532・由利地域振興局建設部）…………… 2

## 告 示

## 秋田県告示第529号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する特定第2号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、公示する。

平成22年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

加入区 の 名 称	漁 業 区 分
八森加入区	はたはた小型定置漁業
北浦加入区	はたはた小型定置漁業
船川・脇本・船越・天王加入区	はたはた小型定置漁業であって男鹿市船川港船川、船川港金川及び船川港比詰の区域内に住所を有する組合員が営むもの
	はたはた小型定置漁業であって男鹿市船川港女川、船川港増川及び船川港南平沢の区域内に住所を有する組合員が営むもの
	はたはた小型定置漁業であって男鹿市船川港本山門前、船川港小浜、船川港双六、船川港椿及び船川港台島の区域内に住所を有する組合員が営むもの
	はたはた小型定置漁業であって潟上市天王及び天王大崎の区域内に住所を有する組合員が営むもの
象潟加入区	はたはた小型定置漁業
岩館加入区	総トン数10トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業
戸賀加入区	総トン数10トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業

## 秋田県告示第530号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第5項の規定により、秋田県卸売市場整備計画を変更したので、次のとおりその内容を公表する。

平成22年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を農林水産部流通販売課及び地域振興局農林部に備え置いて縦覧に供する。)

## 秋田県告示第531号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	肥料の種類 及び名称	保証成分量 (%) その他の規格	生産業者		更新後の登録の 有効期間
			氏名又は名称	住 所	
秋田県 第213号	混合有機質肥料 五つ星 有機3号	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	株式会社 サンワイズ	秋田県秋田市保戸野 鉄砲町4番地25号	平成25年11月11日

## 秋田県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年11月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の 種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	横手東由 利線	由利本荘市東由利老方字登直田42番2地先	16.00～38.00	0.018
	新	横手東由 利線	〃	15.00～16.00	0.018

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年11月16日から同月29日まで

発 行 者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄